

第 12 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会 議案資料

< 目 次 >

第一号議案：令和 8 年度 地域の駐車・交通対策実施計画（変更）について

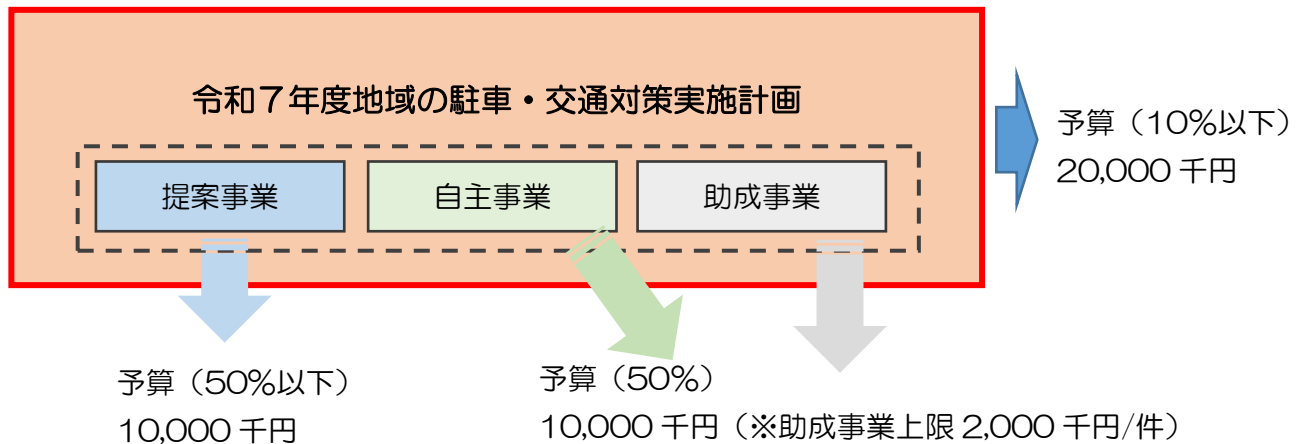
第二号議案：池袋地区駐車場地域ルール運用委員会設置要綱（改定）について

第一号議案 令和8年度 地域の駐車・交通対策実施計画（変更）

1. 令和8年度 地域の駐車・交通対策実施計画（変更）

(1) 枠組み

※令和7年9月末時点の法人会計現金預金→約2億3千万円



※ 地域ルールの効果検証やルールの見直しを適切に実施していくため、令和8年度以降は、「自主事業」の予算上限額を設定しない。

【実施内容】①提案事業（ガイドラインの課題への対応）

【実施予算額】 10,000千円

[illegible]

実施内容】②自主事業

【実施予算額】10,000 千円（③助成事業を含む）

A 交通環境改善事業の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通環境の改善や向上のために必要な物品の購入や交通安全施設の設置などの交通安全対策及び利便性向上策を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会にて採択されたもの

B 駐車交通課題解消に資する調査の実施

項目	内容
事業内容	運用協議会が主体となり、交通量調査、駐車場実態調査、路上駐車台数調査などの駐車交通課題解消に資する調査を実施する
実施場所	地域ルール適用範囲周辺
実施要件	池袋地区駐車場地域ルール運用協議会にて採択されたもの

【実施内容】③助成事業

【実施予算額】10,000 千円（②自主事業を含む）

A 共同荷さばき駐車施設活用促進助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	共同荷さばき駐車施設をより多く活用してもらうための対策に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の 100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

B 共同荷さばき駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、共同荷さばき駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	実施に要する費用の 100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

C 集約駐車施設整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設の駐車マスを改変して、集約駐車施設を整備するのに要する費用及び関連設備費用の一部を助成する
助成比率	改変に要する費用の 100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

D バリアフリー化への整備助成（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	既存駐車施設における移動制約者対応として、バリアフリー経路の整備、障害者用駐車マスへの改変に要する費用を助成する
助成比率	実施に要する費用の 100%
助成対象	地域ルール適用地区内の既存駐車施設（個人宅の既存駐車施設は除く）
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

E 「地域の駐車・交通対策」の事業化支援（既存駐車施設）

項目	内容
助成内容	助成事業 A～D または「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業の事業化検討に要する費用に助成する
助成比率	実施に要する費用の 100%
助成対象	地域ルール適用地区内
助成条件・上限額	別途要綱で定めるものとする

2. 提案事業の申請

(1) 令和7年9月26日の「第3回池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会」において、令和8年度の提案事業として、以下1件が承認可決された。

提案事業の名称	交付申請額
令和8年度サンシャインパーキングと連携したまちなか回遊促進事業	1,000,000 円

【池袋地区駐車・まちづくりマネジメントに基づく提案事業】

<提案事業様式-1：申請>

令和7年9月26日

池袋地区駐車・まちづくりマネジメント推進協議会
会長 近藤 正仁 様

東京都江東区新木場 1 丁目 18-13
WILLER EXPRESS 株式会社
代表取締役 平山 幸司

東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号
株式会社サンシャインシティ
代表取締役社長 脇 英美

提案事業申請書

「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に基づく提案事業として、下記のとおり申請します。

記

提案事業	提案事業の名称	サンシャインパーキングと連携したまちなか回遊促進事業
	計画地	池袋地区内
	事業の目的及び内容	【目的】 池袋エリアの回遊促進に向け、駐車場のモビリティハブとしての効果を検証する。 【内容】 サンシャインパーキングに駐車し、1日乗車券でイクバスに乗り降りする方を対象に、サンシャインパーキングの駐車料金の割引を行う。
	事業に要する予算総額	1,000,000 円
	助成金交付申請額	1,000,000 円
	事業の開始及び完了予定年月日	令和8年4月～令和8年8月
	申請者連絡先	【WILLER EXPRESS 株式会社】 部署：池袋営業所 氏名：佐々木 俊治 電話：03-5957-1060 【株式会社サンシャインシティ】 部署：まちづくり推進部 氏名：安田 恵輔 電話：080-1103-4199
	備考	・ WILLER EXPRESS 株式会社を主たる提案事業者として位置付ける。 ・ 「池袋地区駐車・まちづくりマネジメントガイドライン」に示す「課題 12：他のモビリティとの連携」に対応する事業として実施する。

(注意) 本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。
別途、事業の内容に関する図書等を添付してください。

(2) 提案事業の説明 「別紙 1」参照

3. 自主事業の提案 （追加）

事業名【池袋駅東口地区路上駐車実態調査】

事業費 2,640,000 円（消費税込）

事業概要

池袋駅東口地区での路上駐車実態調査は、令和元年（2019 年）、令和 2 年（2020 年）、令和 3 年（2021 年）の 3 年実施し、路上駐車減少の経過を確認した。その後 4 年間未実施であり、今回、協議会の自主事業により過年度の範囲及び調査対象を同一内容で実施し評価する。

今後は、3 年ないし 5 年毎に協議会による自主事業により同様の調査を実施することにより傾向と対策を探る。

実施内容

- 時間帯：8時から 18 時まで 12 時間 10 分ごと
- 調査日：交通が安定している秋頃の平日
- 調査対象範囲：右図範囲の通り
- ※範囲内の路上荷捌きスペースについても調査
- 調査内容：範囲内の道路に路上駐車している車を 10 分ごとに調査する・・・車種、ナンバー（下記参照）
- ※荷捌き車両については、荷物の種類、会社名も記録

車種区分

種 別		内 容 (ナンバープレートの自動車の種別による分類番号の頭番号)
小型乗用車		5 ナンバー（黄と黒のプレート） 3、8 ナンバー（小型プレート） 2、3、5、7 ナンバー
大型乗用車（バス）		2 ナンバー
小型貨物車	自家用（t p） [白・黄のプレート]	4 ナンバー（黄・黒のプレート） 3、6 ナンバー（小型プレート）
	事業用（t b） [緑・黒のプレート]	4、6 ナンバー（白・緑のプレート） 1 ナンバー（白・緑のプレート）
中型貨物車	自家用（Tp） [白のプレート]	1 ナンバー
	事業用（Tb） [緑のプレート]	
大型貨物車	自家用（Tp） [白のプレート]	1 ナンバー
	事業用（Tb） [緑のプレート]	9、0 ナンバー



4. 助成事業の申請

- (1) 令和7年10月7日アニメイト通り周辺荷捌きルール運用協議会より、令和8年度の助成事業として申請があった。

提案事業の名称	交付申請額
令和8年度アニメイト通り周辺荷捌きルール啓発活動	1,064,735 円

【地域の駐車・交通対策助成金交付申請（助成事業）】

<助成事業様式ー1：申請>

令和7年10月7日

一般社団法人池袋地区駐車場地域ルール運用協議会
代表理事 篠 栄一郎 様

助成事業申請者 住所 東京都豊島区南池袋 2-45-1
氏名または名称 アニメイト通り周辺荷さばきルール運用協議会
代表者の職・氏名 会長 菅澤 省吾

地域の駐車・交通対策助成金交付申請書

「地域の駐車・交通対策の実施に関する要綱」に基づき、助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

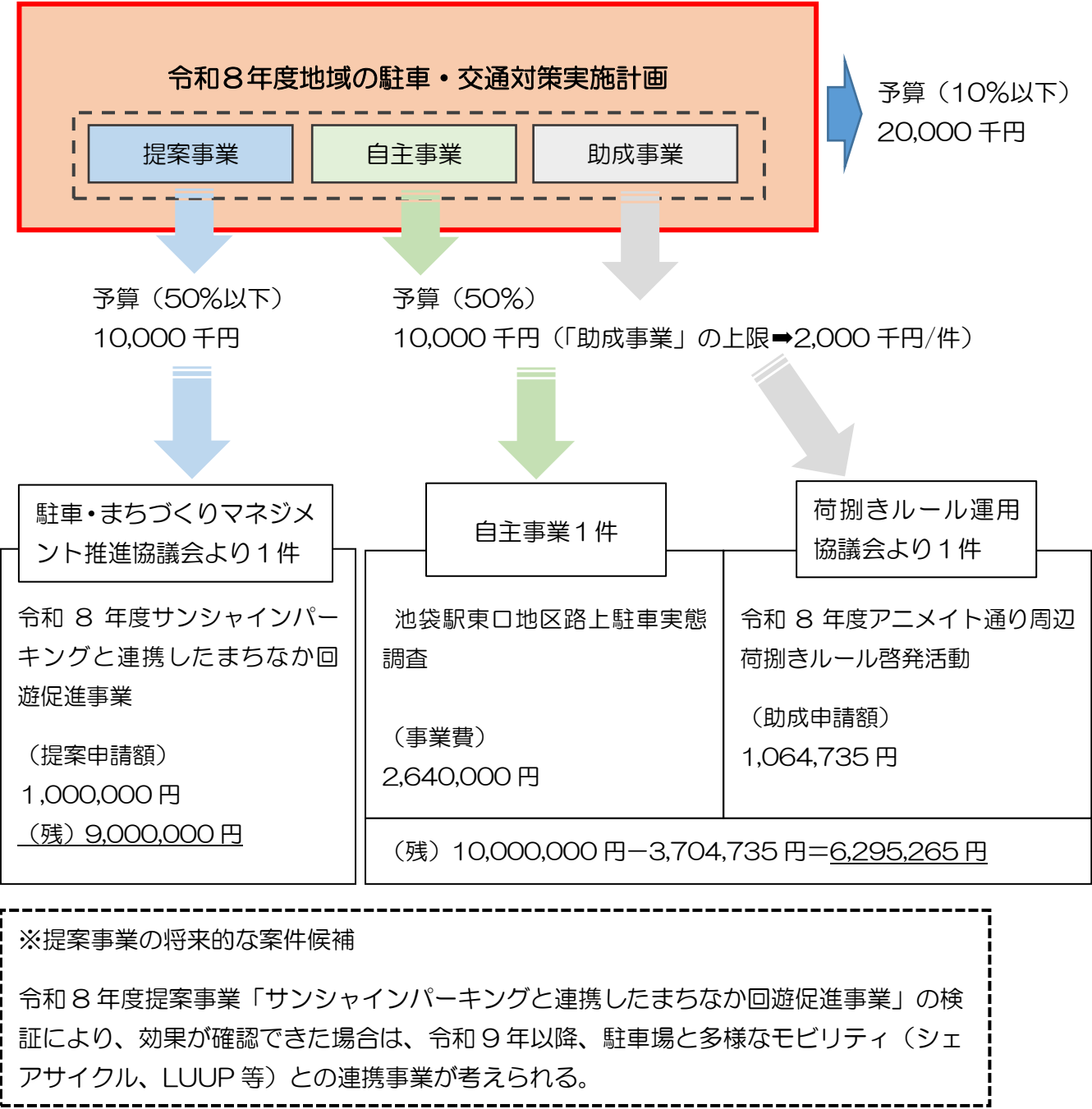
助成金交付申請事業	助成事業の名称	令和8年度 アニメイト通り周辺荷捌きルール啓発活動
	計画地	(地名地番) 東池袋 アニメイト通り周辺
		(住居表示) 東池袋1丁目20付近
	事業の目的及び内容	アニメイト通り周辺の荷さばきルール適用エリア内の「荷さばきルール」の周知を目的とした啓発活動
	事業に要する予算総額	1,064,735 円
	助成金交付申請額	1,064,735 円
	事業の開始及び完了予定年月日	令和8年4月1日 ～ 令和9年2月28日
申請者連絡先		部署：アニメイト通り周辺荷さばきルール運用協議会 事務局 氏名：井元 美月 電話：03-4566-2635 E-mail：mizuki-01-imoto@city.toshima.lg.jp
備考		「令和8年度地域の駐車・交通対策助成事業募集要項」の助成条件①共同荷さばき駐車施設活用促進の但し書きに基づき申請。

(注意) 本様式は、2部（正本及び副本）提出してください。
別途、事業の内容に関する図書を添付してください。

- (2) 助成事業の説明 「別紙2」参照

5、令和8年度地域の駐車・交通対策実施計画の状況について

※令和7年9月末時点の法人会計現金預金➡約2億3千万円



第二号議案 池袋地区駐車場地域ルール運用委員会設置要綱（改定）

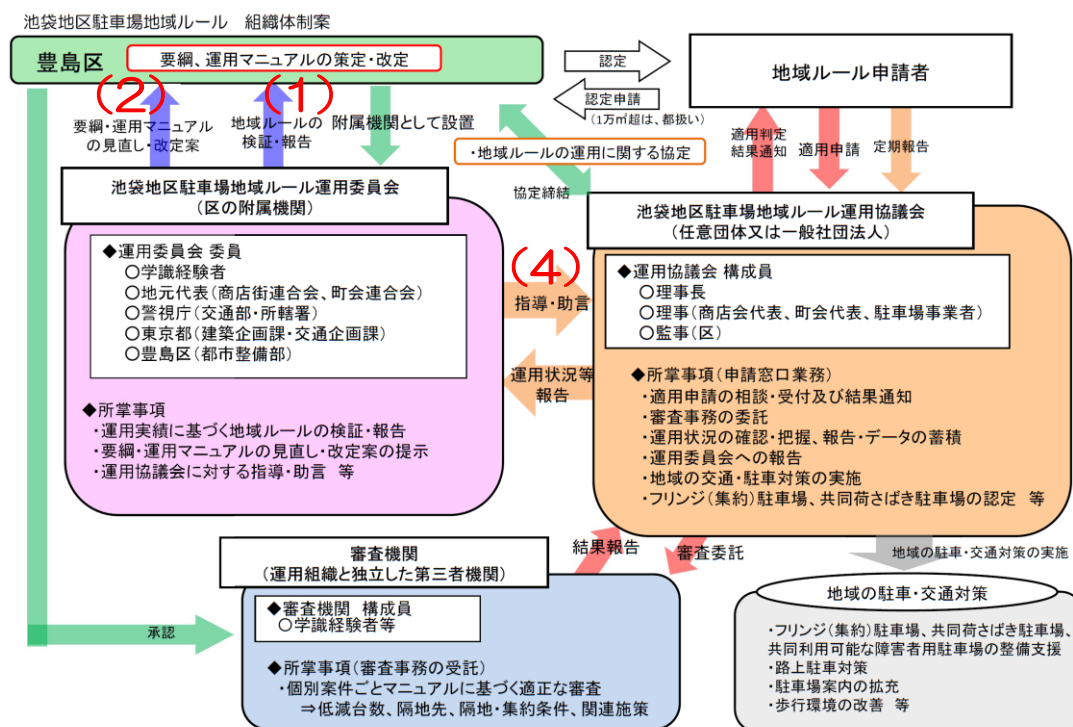
令和7年6月に池袋地区駐車場地域ルール運用協議会（以下、「運用組織」という。）が一般社団法人化し、運用組織の事務局が豊島区より一般社団法人へ移行した。

現在運用している池袋地区駐車場地域ルール要綱及び運用マニュアルに基づき、以下の通り、運用委員会設置要綱の所掌事項について、別紙3のとおり改定する。

なお、その他事項の改定はしない。

新	旧
（所掌事項） 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （１）地域ルールの検証ならびに区への報告に関すること。 （２）地域ルールの要綱及び運用マニュアル等の改定に係る審議ならびに区への改定案の提示に関すること。 （３）地域ルールの運用組織が作成する地域の駐車・交通対策の実施計画の審議ならびに実施計画にあたり必要な事項に関すること。 （４）地域ルールの運用組織への指導及び助言に関すること。 （５）前各号に附帯する事項及びその他会長が必要とする事項。	（所掌事項） 第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。 （１）地域ルールの運用に必要な事項の検証及び見直し等に関すること。 （２）地域ルールに関する成果を区へ報告すること。 （３）地域ルールの運用を行う組織への指導及び助言に関すること。 （４）前各号に附帯する事項及びその他会長が必要とする事項。

■池袋地区駐車場地域ルール 組織体制（運用マニュアルより抜粋）



■協力金による地域の駐車・交通対策の実施（運用マニュアルより抜粋）

○運用協議会は、地域の駐車・交通対策の実施について、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成するものとする。運用協議会は、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって、実施計画として策定するものとする。

○実施計画に定めるべき事項は、別途運用委員会が定めるものとする。

○この他、地域の駐車・交通対策の実施にあたり必要な事項は、別途運用委員会が定めるものとする。